



判定期間（前期：3月～8月末、後期：9月～2月末）のケアプランに位置付けたサービスのうち、〇〇サービスが特定の法人に偏ってしまいました。決して困り込みではなく、利用者本位で仕事をしているのに減算になるのは困ります。どうしたらよいのでしょうか？



フローに沿って確認してみましょう！

特定地域加算を算定していますか？※1

はい

正当な理由となります。(正当な理由①)
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。

いいえ

右のいずれかにあてはまりますか？

判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数は20件以下ですか？
(全サービスの合計で判断)

はい

(正当な理由④)

判定期間の1月あたりの計画件数が、平均10件以下ですか？
(各サービスごとで判断)

はい

(正当な理由⑤)

居宅介護支援事業所が、市長の認める「各サービスで3法人以下の日常生活圏域」にありますか？
(各サービスごとで判断) ※2

はい

(正当な理由③)

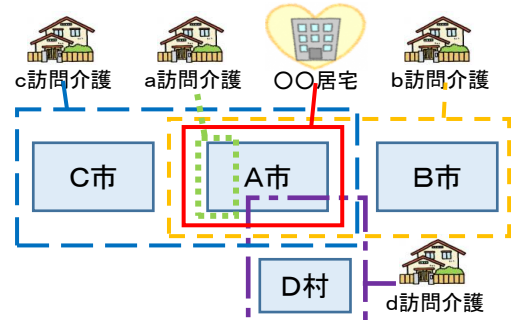
正当な理由となります。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。

いいえ

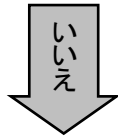
80%を超えたサービスについて、事業所の通常の実施地域が、居宅介護支援事業所の通常の実施地域を包括する事業所数が4事業所以下ですか？ ※3

例) 訪問介護が80%を超えた場合

- 〇〇居宅介護支援事業所…A市全域が実施地域
- a訪問介護事業所…A市の一部が実施地域
- b訪問介護事業所…A市・B市全域が実施地域
- c訪問介護事業所…A市・C市全域が実施地域
- d訪問介護事業所…A市の一部とD村全域が実施地域

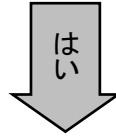


この場合、〇〇居宅の実施地域であるA市全域を実施地域としている、b・cの2事業所が〇〇居宅介護支援事業所の通常の実施地域を包括する事業所として数えられる。

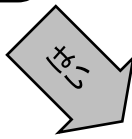
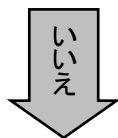


80%を超えたサービスのケアプランのうち、次の要件を満たす事業所のケアプランがありますか？

(ア) 「介護サービス情報公表システム」で「サービスの質の評価」を受けている ※4



正当な理由となります。(正当な理由②)
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。



80%を超えたサービスのケアプランのうち、次の要件を全て満たす事業所のプランがありますか？

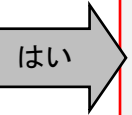
(イ)パンフレット・ホームページなどで、一般でも容易にサービスの内容を確認できるようになっている ※5

(ウ)サービスの質の向上に十分な体制整備を評価する加算を1つ以上算定している ※6

(エ)利用者本人または家族から、その事業所利用の希望があったこと、及びその事業所利用が、利用者本人のためになるかどうかサービス担当者介護等で検討された記録がある ※7

正当な理由となります。(正当な理由⑥)
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。

また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付してください。
除外して再計算した結果が80%以下となれば、減算対象になりません。

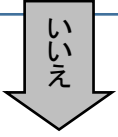


事前相談シートに該当する、やむを得ないと認められる理由がありますか？ ※8

正当な理由となります。(正当な理由⑦)
事前相談シートを作成し、市へ送付してください。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。

また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付してください。
除外して再計算した結果が80%以下となれば、減算対象にはなりません。

- ・ 廃止又は休止となった事業所の利用者を受け入れた
- ・ 災害等による緊急時対応で、想定外の受入れがあった
- ・ その利用者が選択できる当該サービス事業所が1つしかないと説明できるケアプランがある
(市長が認める日常生活圏域に居住する者に限る)



正当な理由があると判断できません。

個別に正当な理由に該当するか判断を求める場合は、事前相談シートに具体的な事由を記載し、市へ送付してください。

市からの回答を受けただうえで、80%を超えている状況について届け出てください。

正当な理由がないと判断された場合、減算の対象となります。

※1	居宅介護支援事業所の所在地が特定地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている場合該当。 ※長岡市内における対象地域は川口地域田麦山地区のみ。
※2	市長の認める地域一覧は別紙3を参照。 ※〇のある地域が正当な理由③に該当する。
※3	通常の事業の実施地域判定シートを使用して正当な理由②に該当するか確認してください。 (サービス事業所の通常の実施地域の状況については、事業所へ直接お問い合わせください。)
※4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それを以って正当な理由ありと判断する。 ※システム掲載を申しこんでから掲載されるまでに時間を要することから、市への届出日までに公表システムへサービス情報を報告している事業所を該当とする。 (新潟県版H27年度版 Q&A 質問 20 引用)
※5	パンフレットやホームページなどでの公表については、必ずしも“利用者”が見ることができるかどうかでなく、誰でも情報収集できる状態であるかどうかで判断する。
※6	対象の加算については別紙5を参照。
※7	検討された記録に記載されているべき内容は別紙6を参照。 ※写しの添付等は不要。
※8	事前相談シートは別紙7を使用。 ※前期・後期ともに、届出締切り日までに提出し、市から回答を受けていること。

* ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

長岡市福祉保健部介護保険課介護事業推進係

電話:0258-39-2245

F A X:0258-39-2278

e-mail: kaigo@city.nagaoka.lg.jp